

埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の対象は、「埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金事業実施要綱」（平成28年3月2日付け少字第1077号福祉部長通知）第4に基づき実施する事業とする。

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特例保育を行う施設又は事業所ごとに算定された別表の第1欄に掲げる補助対象経費ごとに第2欄の補助基準額に第3欄の補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、県は市町村に対して通知するものとする。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付の方法)

第6条 この補助金は、精算払で交付する。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、本事業の遂行の状

況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の規定による報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) 収支精算書(様式第7号)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 報告書の提出時期は、事業の完了(事業の廃止の場合を含む。)後30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(確定通知)

第10条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える額を補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(書類の整備等)

第12条 市町村は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年3月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

【別表】

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>法第27条第1項により支給する施設型給付費</p>	<p>法附則第9条第1項第1号口に規定する額。ただし、同号イに規定する額から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を控除する前の額を公定価格から差し引いた額を上限とする。</p>	<p>1 / 2 (1円未満の端数切捨て)</p>
<p>法第28条第1項第1号により支給する特例施設型給付費</p>	<p>法附則第9条第1項第2号イ(2)に規定する額。ただし、同号イ(1)に規定する額から利用者負担額を控除する前の額を公定価格から差し引いた額を上限とする。</p>	
<p>法第28条第1項第2号により支給する特例施設型給付費</p>	<p>法附則第9条第1項第2号ロ(2)に規定する額。ただし、同号ロ(1)に規定する額から利用者負担額を控除する前の額を公定価格から差し引いた額を上限とする。</p>	
<p>法第30条第1項第2号により支給する特例地域型保育給付費</p>	<p>法附則第9条第1項第3号イ(2)に規定する額。ただし、同号イ(1)に規定する額から利用者負担額を控除する前の額を公定価格から差し引いた額を上限とする。</p>	
<p>法第30条第1項第4号により支給する特例地域型保育給付費</p>	<p>法附則第9条第1項第3号ロ(2)に規定する額。ただし、同号ロ(1)に規定する額から利用者負担額を控除する前の額を公定価格から差し引いた額を上限とする。</p>	

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日
号

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金（変更）交付申請書

下記のとおり埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金を交付されるよう、埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更）交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） その他知事が必要と認める書類

担当課 担当者名 電話番号

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で（変更）申請のあった埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 （変更）交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 その他
 - （1） この補助金の額の決定は、埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める交付額の算定方法により行われたものである。
 - （2） この補助金は、交付要綱第4条に規定する条件に基づき交付するものである。
 - （3） この補助金に係る実績報告は、交付要綱第9条に定めるところにより行わなければならない。

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 日 号

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金事業実績報告書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算金額 金 円

2 添付書類

- （1） 事業実績書（様式第6号）
- （2） 収支決算書（様式第7号）
- （3） その他知事が必要と認める書類

担当課 担当者名 電話番号

様式第8号（第10条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした 年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金については、年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

1 確定額	金	円
2 交付(変更)決定額	金	円
3 差引過不足(△)額	金	円

様式第2号(第5条関係)

市町村名	
------	--

年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金事業計画書

	地方単独費用分の 支出額 A	公定価格 B	全国統一費用分の 支出額※ C	負担金の上限額 D (B-C)	補助基準額 E (AとDのうち少ない 方の額)	県費補助額 (E×1/2) 1円未満の端数切捨て
施設型給付費 (法第27条第1項関係)						
特例施設型給付費 (法第28条第1項第1号関係)						
特例施設型給付費 (法第28条第1項第2号関係)						
特例地域型保育給付費 (法第30条第1項第2号関係)						
特例地域型保育給付費 (法第30条第1項第4号関係)						
合 計						

※ 各年度において国が定める全国統一部分の公定価格に対する割合をBに掛けて算出する。(1円未満の端数切捨て)

様式第3号(第5条関係)

市町村名	
------	--

年度収支予算書

1 収入

項目※	本年度予算額 A	前年度予算額 B	比較増減 A-B	備考
県費補助金				
市町村費				
計				

2 支出

項目※	本年度予算額 A	前年度予算額 B	比較増減 A-B	備考
教育認定子どもに係る 施設型給付費等補助金 (地方単独費用部分)				
計				

※ 項目の名称については、適宜変更してください。

様式第6号(第9条関係)

市町村名	
------	--

年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金事業実績書

	地方単独費用分の 支出額 A	公定価格 B	全国統一費用分の 支出額※ C	負担金の上限額 D (B-C)	補助基準額 E (AとDのうち少ない 方の額)	県費補助額 (E × 1/2) 1円未満の端数切捨て
施設型給付費 (法第27条第1項関係)						
特例施設型給付費 (法第28条第1項第1号関係)						
特例施設型給付費 (法第28条第1項第2号関係)						
特例地域型保育給付費 (法第30条第1項第2号関係)						
特例地域型保育給付費 (法第30条第1項第4号関係)						
合 計						

※ 各年度において国が定める全国統一部分の公定価格に対する割合をBに掛けて算出する。(1円未満の端数切捨て)

様式第7号(第9条関係)

市町村名	
------	--

年度収支精算書

1 収入

項目※	本年度精算額 A	本年度予算額※※ B	比較増減 A-B	備考
県費補助金				
市町村費				
計				

2 支出

項目※	本年度精算額 A	本年度予算額※※ B	比較増減 A-B	備考
教育認定子どもに係る 施設型給付費等補助金 (地方単独費用部分)				
計				

※ 項目の名称については、適宜変更してください。
※※ 本年度予算額には、補正後の額を記入してください。